

平成30年度低炭素型廃棄物処理支援事業補助金

事業計画策定支援事業（廃棄物高効率熱回収事業、廃棄物燃料製造事業及び 廃棄物バイオガス熱回収事業）

公募要領

平成30年5月
公益財団法人廃棄物・3R研究財団

公益財団法人廃棄物・3R研究財団（以下「財団」という。）では、環境省から平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）の交付決定を受け、交付を受けた補助金を財源として、循環型社会形成推進基本法の基本原則として示されている[1]リデュース、[2]リユース、[3]マテリアル・リサイクル、[4]サーマル・リサイクルの優先順位に従い、温暖化対策に資する高効率の熱回収施設及び燃料製造施設の廃棄物エネルギー利用施設の整備を促進するため、これらの施設を整備するための事業計画を策定する事業に要する経費に対して、当該経費の一部を補助する事業を実施いたします。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載しておりますので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として採択された場合は二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、財団としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者が財団に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 財団から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、支払い済の補助金のうち解除対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。
- 5 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

目次

1. 補助金の目的と性格	4 P
2. 公募する事業の対象	5 P
3. 補助対象事業の選定	8 P
4. 応募に当たっての留意事項	9 P
5. 応募の方法	11 P
6. 問い合わせ先	12 P
○ 補助事業における留意事項等について（採択後の手続き等）	13 P
1. 基本的な事項について	13 P
2. 補助事業の実施における留意事項等について	13 P
○ 補助事業完了後に提出すべき報告書等の作成について	15 P
・別紙1（暴力団排除に関する誓約書）	17 P
・別表第1 補助対象経費の区分等	18 P
・別表第2 補助対象経費の内容	19 P
・【様式1】応募申請書	20 P
・【様式2】実施計画書	21 P
・【様式3】経費内訳	24 P

1. 補助金の目的と性格

○ 本補助金は、高効率な廃棄物熱回収や廃棄物燃料製造の廃棄物処理に係るエネルギー利用施設整備の事業計画の策定を行う民間企業等の事業者に対し、事業実施に必要な経費の一部を補助することにより、地球環境の保全及び循環型社会の形成に資することを目的としています。

○ 事業の実施によりエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。

このため、申請においては、算出過程も含む二酸化炭素の削減量の根拠を明示していただきます。また、事業完了後は削減量（事業計画が実際に事業化された場合に見込まれる削減量）を報告していただくこととなります。

○ 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付要綱（平成28年4月1日付け環産産発第1604017号、環産企発第1604017号。以下「交付要綱」という。）及び低炭素型廃棄物処理支援事業実施要領（平成28年4月1日付け環産産発第1604018号、環産企発第1604018号。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、財団の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の解除の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。

（詳細は13P「補助事業における留意事項等について」をご確認ください。）

- ・ 事業開始は、交付決定日以降（交付決定日を含む。）となります。
- ・ 事業完了後、事業報告書の提出などが必要です。（詳細は15P参照）
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、財団より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定の解除や、それに伴う補助金の返還を命ずることもあります。

2. 公募する事業の対象

本補助金の対象は、(1) に適合する (2) の事業とします。

(1) 対象事業の基本的要件

- ア 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
- イ 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- ウ 本補助事業について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。（固定価格買取制度による売電は行わないものであることを含む。）
- エ 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること。（詳細は17P「暴力団排除に関する誓約書」をご確認ください。）

(2) 対象事業

ア 対象とする補助事業

補助金の交付の対象とする補助事業は、次に掲げる廃棄物由来エネルギー（電気・熱・燃料）を廃棄物の排出者及びエネルギーの利用者等と協力して用いる事業に係る事業計画の策定を行う事業とします。

① ー 1 廃棄物高効率熱回収事業計画の策定

廃棄物処理に伴う廃熱を電気または熱として有効利用する施設の設備設置に係る事業計画の策定

① ー 2 廃棄物燃料製造事業計画の策定

廃棄物由来燃料製造施設（油化・メタン化・RPF化等）の設備設置に係る事業計画の策定

① ー 3 廃棄物バイオガス熱回収事業計画の策定

廃棄物由来バイオガスからの熱回収施設の整備を実施する事業計画の策定

イ 補助対象事業の要件

補助金の交付の対象とする事業計画は、以下に示す要件を全て満足する必要があります。

- 1) 下表の左欄の対象設備の区分ごとに右欄の条件を満たすものであること。
なお、当該施設が、主として廃棄物を処理する施設であること（湿重量ベースで廃棄物が処理物の半分以上を占めること。）。

対象設備	対象の条件																						
[ア]廃棄物高効率熱回収	<p>熱回収率が以下の表の値以上（施設規模により異なる）</p> <table border="0"> <tr><td>100トン/日以下：</td><td>12%以上</td></tr> <tr><td>100トン/日超：</td><td>14%以上</td></tr> <tr><td>150トン/日超：</td><td>15.5%以上</td></tr> <tr><td>200トン/日超：</td><td>17%以上</td></tr> <tr><td>300トン/日超：</td><td>18.5%以上</td></tr> <tr><td>450トン/日超：</td><td>20%以上</td></tr> <tr><td>600トン/日超：</td><td>21%以上</td></tr> <tr><td>800トン/日超：</td><td>22%以上</td></tr> <tr><td>1,000トン/日超：</td><td>23%以上</td></tr> <tr><td>1,400トン/日超：</td><td>24%以上</td></tr> <tr><td>1,800トン/日超：</td><td>25%以上</td></tr> </table> <p>RDF発電、ガスリパワリング型廃棄物発電は対象としない。</p>	100トン/日以下：	12%以上	100トン/日超：	14%以上	150トン/日超：	15.5%以上	200トン/日超：	17%以上	300トン/日超：	18.5%以上	450トン/日超：	20%以上	600トン/日超：	21%以上	800トン/日超：	22%以上	1,000トン/日超：	23%以上	1,400トン/日超：	24%以上	1,800トン/日超：	25%以上
100トン/日以下：	12%以上																						
100トン/日超：	14%以上																						
150トン/日超：	15.5%以上																						
200トン/日超：	17%以上																						
300トン/日超：	18.5%以上																						
450トン/日超：	20%以上																						
600トン/日超：	21%以上																						
800トン/日超：	22%以上																						
1,000トン/日超：	23%以上																						
1,400トン/日超：	24%以上																						
1,800トン/日超：	25%以上																						
[イ]廃棄物燃料製造	<p>(ア) メタン発酵方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス製造量： 300Nm³/日以上 ・発熱量： 18.84MJ/Nm³(4,500kcal/Nm³)以上 <p>(イ) メタン発酵方式以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー回収率： 60%以上 ・発熱量 <ul style="list-style-type: none"> 固形化： 12.56MJ/kg (3,000kcal/kg) 以上 液化： 33.49MJ/kg (8,000kcal/kg) 以上 ガス化： 4.19MJ/Nm³ (1,000kcal/Nm³) 以上 RPF化： 25.70MJ/kg (6,139kcal/kg) 以上 <p>バイオエタノール及びバイオディーゼル製造は対象としない。</p>																						
[ウ]廃棄物バイオガス熱回収	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス発生量： 300Nm³/日以上 ・発熱量： 18.84MJ/Nm³(4,500kcal/Nm³)以上 ・熱回収率： 10%以上 																						

2) 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の基本原則に沿った事業計画であること。

- 3) 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。特に、製造した燃料においては確実に利用されることが担保されていること。また、電気若しくは熱においては合理的な利用先の検討がなされ、地域の活性化等が図れること。
- 4) 廃棄物の処理施設の安全かつ安定的な稼働が確保されること。
- 5) 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から効率性が高い事業計画であること。
- 6) 当該事業の遂行によって他の事業者に対する波及効果が見込まれること。
- 7) 事業者の取組として先進的であること。
- 8) 交付の対象となる事業計画の範囲

2. (2) アに掲げる設備の新設、増設又は改造に係る設備設置事業とする。基礎工事（土木建築工事に係る杭基礎等）や上屋等の土木建築に係る設計は、原則として、補助対象となる範囲に含まない。
ただし、ごみピット等の廃棄物処理に必要な設備の場合はこの限りではない。

(3) 補助金の交付を申請できる者（補助事業者）

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業を行う事業者であって、次の各号に掲げる者とする。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ 法律により直接設立された法人

オ その他環境大臣の承認を得て財団が適当と認める者

(4) 共同実施

他の事業者と共同で補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1事業者が本補助金の応募等を行い交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり財団が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

(5) 補助金の交付額

原則として補助対象経費（「4. (2) 補助対象経費」9P参照）に2/3を乗じて得た額とします。

(6) 補助事業期間

補助事業の実施期間は、交付決定日以降から平成31年2月末日とします。

3. 補助対象事業の選定

(1) 一般公募を行い、選定します。なお、2.(1) 対象事業の基本的要件に適合しない提案及び補助対象事業の要件を満たさない場合、または提出された応募書類に不備がある場合は、受理できません。また、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 応募者より提出された実施計画書等をもとに、厳正に審査を行い、優れていると認められるものから順に補助事業者を選定し、予算の範囲内において補助金の採否を決定（内示）します。不採択の場合は、その旨を通知します。

また、対象事業の要件に適合する提案であっても、応募内容によっては、補助額の減額又は不採択とする場合もありますので予めご了承ください。

(3) 想定される審査の項目

実施体制など基本的要件及び応募要件を満たした者について、つぎの項目について審査する。

- ・ 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。
- ・ 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から効率性が高い事業であること。
- ・ 本事業の遂行によって、他の事業者に対する波及効果が見込まれること。
- ・ 事業者の取組が先進的であること。

(4) 採否を問わず、審査結果に対する御意見は対応いたしかねますので、予めご了承ください。

4. 応募に当たっての留意事項

(1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(2) 補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

<補助対象経費>

事業計画の策定を行うために直接必要な人件費及び業務費（賃金、共済費・社会保険料、旅費、需用費・印刷製本費、役務費・通信運搬費、委託費、使用料及び賃借料、消耗品費）並びにその他必要な経費で財団が承認した経費

（詳細は、別表第1 補助対象経費の区分等（18P）並びに別表第2 補助対象経費の内容（19P）参照）

<補助対象外経費の代表例>

- ア 事業に必要な用地の確保に要する経費
- イ 事業に直接関係のない学会、講演会、会議等の出席のための旅費・参加費
- ウ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- エ 事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- オ その他、事業の実施に関連性のない経費等
（官公庁等への申請・届け出に係る経費、本補助金への応募・申請等に係る経費等）

(3) 二酸化炭素の削減量の把握等

補助事業者は、事業計画策定の結果実現が見込まれる事業の二酸化炭素削減量を算定する必要があります。算定に当たっては、実施計画書【様式2】の【CO2削減効果の算定根拠】欄に基づき算出してください。

(4) 事業計画書の作成及び提出

補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した年度の3月10日のいずれか早い日までに事業計画書を提出する必要があります。

(5) 事業報告書（交付規程様式16（第16条関係））の作成及び提出

補助事業者は、事業計画が策定された日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（補助事業の事業計画が策定された日の属する年度については、補助事業

の事業計画が策定された日からその年度の3月末までの期間) についての事業報告書を環境大臣に提出する必要があります。(詳細は15P参照)

5. 応募の方法

(1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。

応募書類のうち、【様式1】～【様式3】については、財団ホームページよりダウンロードして作成するようお願いします。

ア 応募申請書【様式1】(20P参照)

イ 実施計画書【様式2】(21P参照)

ウ 経費内訳書【様式3】(24P参照)

※ 詳細な金額の根拠がわかる書類(見積書又は計算書)等を添付してください。

エ 代表事業者(共同事業者がある場合はそれを含む。)の企業パンフレット等業務概要がわかる資料及び定款(申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の写し(いずれも発行後3ヶ月以内のもの)を提出すること。また、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の定款の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。

オ 経理状況説明書(直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書(応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること。また、申請者が個人企業の場合は、提出を要しない。さらに、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。))

カ 暴力団排除に関する誓約書(別紙1、17P)

(2) 応募書類の提出方法

(1)の応募書類(紙)と電子媒体を提出期限までに、持参又は郵送により財団へ提出してください(電子メールによる提出は受け付けません。)。応募書類は、封書に入れ、宛名面に、応募事業者名及び2.(2)対象事業の応募書類である旨(「平成29年度低炭素型廃棄物処理支援事業補助金(事業計画策定支援事業)応募書類」)を朱書きで明記してください。

なお、応募書類は申請書、実施計画書、経費内訳、実施計画書の資料、経費内訳の資料の順に綴り、インデックスを付けフラットファイルに綴じてください。(インデックスを付ける紙は別紙として1枚追加してください。)

(3) 提出先

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

〒130-0026

東京都墨田区両国3-25-5 J E I 両国ビル8階

(4) 提出部数

(1) の応募書類(紙)を3部(正本1部、副本(写し)2部)、
当該書類の電子データを保存した電子媒体(CD-R)1部を提出してください。

(電子媒体には、応募事業者名を必ず記載してください。)

なお、提出いただきました応募書類は、返却しませんので、写しを控えておいてください。

(5) 公募期間

平成30年5月8日(火)～平成30年6月7日(木) 17時必着

受付期間以降に財団に到着した書類のうち、遅延が財団の事情に起因しない場合は、
いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

6. 問い合わせ先

問い合わせ内容を正確に把握するため、電子メールを極力利用してください。その際メール件名を「事業計画策定支援事業補助金に関する問い合わせ」としてください。

<問い合わせ先>

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

〒130-0026

東京都墨田区両国3-25-5 J E I 両国ビル8階

担当：有田、田中(元)、河村

TEL：03-6659-6424

FAX：03-6659-6425

E-mail：r.koudoka-3@jwrf.or.jp

○ 補助事業における留意事項等について（採択後の手続き等）

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、財団が環境省から交付を受けた補助金の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによることとします。

万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

2. 補助事業の実施における留意事項等について

(1) 交付申請

財団から採択する旨の通知を受領した事業者には、補助金の交付申請書（交付規程様式1（第5条関係））を提出していただきます（申請手続等は交付規程を参照願います）。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

(2) 交付決定

財団は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

ア 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、実施計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。

イ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

ウ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(3) 補助事業の開始

補助事業者は、財団からの交付決定を受けた後に、補助事業を開始することとなります（なお、諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談ください）。

補助事業者が補助事業に係る契約の締結にあたり注意していただきたい点は、次のとおりです。

ア 契約・発注日は、財団の交付決定日以降であること。

イ 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。

(4) 完了実績報告書（交付規程様式11（第11条関係））

ア 当該年度の補助事業が完了した場合は、その完了後30日以内又は3月10日のいずれか早い日までに補助金の完了実績報告書を財団あて提出していただきます。財団は、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要

に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知をします。

イ 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

ウ 完了実績報告書には交付規程に定めた書類を添付する必要があります。

この添付資料のうち、領収書等（当該補助事業の発注先への支払いを証明する書類）については、補助事業者に対して補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含みます。この場合は、完了実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を財団に提出してください。

(5) 補助金の支払い

補助事業者は、財団から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、財団から補助金を支払います。

(6) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(7) その他

上記の他、必要な事項は交付規程に定められていますので参照してください。

○ 補助事業完了後に提出すべき報告書等の作成について

1 完了実績報告書（交付規程様式11（第11条関係））

補助事業完了後に事業計画策定支援事業実施報告書（別紙1の1）を提出してください。その際に、事業計画書（成果物）を添付資料として添付してください。

事業計画書（成果物）の記入事項

実施報告書の記載項目順に原則作成して下さい。必要に応じ、項目を追加して下さい。

特に次の項目について、詳細に記載してください。

- a. 廃棄物の受入れ、利用先の計画など将来的な安定稼働及び事業採算性の確保（稼働後7年間）
- b. 事業化により見込まれる二酸化炭素削減量及びその算定方法
- c. 資金調達計画及び事業化までのスケジュール
- d. その他事業化に必要な事項

2 事業報告書（交付規程様式16（第16条関係））

(1) 事業報告書の記入事項

a. 事業化計画の活用状況

本報告の対象とする年度における事業化計画の活用状況を記入すること。

b. 二酸化炭素の削減量

①削減量

本報告の対象とする年度において、事業計画に基づくそれぞれの設備のうち導入前のものは事業化により見込まれる二酸化炭素の削減量を記入すること。事業化を行い、設備を導入後は、稼働した実績による二酸化炭素の削減量を、算定方法及び算定根拠と共に記入すること。なお、導入後の設備の二酸化炭素削減量を算定した場合は、当該年度の光熱水量のデータ等、算定根拠として使用した具体的資料を添付すること。

②完了実績報告書に記載した削減量に達しなかった場合の原因

①の設備導入後の削減量が、完了実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記入すること（完了実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記入を要しない。）。

c. 今後の取組

事業化までのスケジュールにおける進捗状況及び本報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について、有望性や課題を含めて記入すること。

なお、事業完了年度の翌年度に事後評価を受けるものとし、事後評価結果について、今後の計画に反映させるよう努める。

(2) 事業報告書の対象期間及び提出時期

事業報告書は、事業化計画が策定された日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について毎年度作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣に提出するものとする。

別紙1

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理事長 田中勝 殿

暴力団排除に関する誓約書

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、補助事業の実施期間及び完了後の将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

平成 年 月 日

住 所
法 人 名
代 表 名

印

別表第1 補助対象経費の区分等

1 補助事業の区分	2 補助事業の内容	3 補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
<p>廃棄物処理業 低炭素化促進 事業</p>	<p>①事業計画策 定支援 廃棄物由来エ ネルギー（電 気・熱・燃料） を廃棄物の排 出者及びエネ ルギーの利用 者等と協力し て用いる事業 に係る事業計 画の策定を行 う事業（実施 要 領 第 2 （i）に定め る事業）</p>	<p>事業を行うために 必要な人件費及び 業務費（賃金、共済 費・社会保険料、旅 費、需用費・印刷製 本費、役務費・通信 運搬費、委託費、使 用料及び賃借料、消 耗品費）並びにその 他必要な経費で財 団が承認した経費 （補助対象経費の 内容については、別 表第2の業務費に 定めるものとし る。）</p>	<p>財団が必要 と認めた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる補助対象経費 と第4欄に掲げる基準額とを比 較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで 選定された額とを比較して少な い方の額に3分の2を乗じて得 た額を交付額とする。ただし、算 出された額に1,000円未満の 端数が生じた場合には、これを切 り捨てるものとする。</p>

別表第2 補助対象経費の内容

1 費目	2 細目	3 内 容
人件費		事業に従事する者の作業時間に対する人件費。
業務費	賃金	事業を行うために直接必要な補助員(アルバイト等)に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
	共済費・社会保険料	事業を行うために直接必要な補助員(アルバイト等)に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
	旅費	事業を行うために直接必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	需用費・印刷製本費	事業を行うために直接必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
	役務費・通信運搬費	事業を行うために直接必要な郵便料等通信費等をいう。
	委託料	事業を行うために直接必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務委託に要する経費をいう。
	使用料及び賃借料	事業を行うために直接必要な会議に係る会場使用料等(借料)をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	消耗品費	事業を行うために直接必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。 ただし、5万円以上の物品の計上は不可とする。
	その他必要な経費	財団が承認した経費をいう。

【様式1】

平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理事長 田中 勝 殿

住 所
法 人 名
代 表 名

印

平成30年度低炭素型廃棄物処理支援事業補助金
(事業計画策定支援事業) 応募申請書

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

1. 実施計画書【様式2】及び別添資料
2. 経費内訳書【様式3】及び別添資料
3. 応募者の業務概要及び定款
4. 応募者の経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）
5. その他参考資料

(担当者欄)

所属部署名：
役 職 名：
氏 名：
T E L：
F A X：
E - m a i l：

【様式2】

① 事業計画策定支援事業実施計画書

事業名	事業計画策定支援事業（廃棄高効率熱回収／廃棄物燃料製造/廃棄物バイオガス熱回収） （※選択内容を○で囲む）		
事業実施者 （組織名）			
事業実施の担当者	事業実施の代表者		
	氏名	事業者名・役職名	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）		
	氏名	事業者名・役職名	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス
共同事業者 （組織名）			
共同事業の担当者	事業実施の代表者		
	氏名	事業者名・役職名	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）		
	氏名	事業者名・役職名	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス
総事業費	（千円）		
補助金所要額	（千円）		
＜事業計画＞			
<p>○記入上の注意 以下の項目について、簡潔にわかりやすく記入する。</p> <p>【事業の概要】 ※事業の計画について記入してください。また、実施しようとしている廃棄物高効率熱回収事業、廃棄物燃料製造事業及び廃棄物バイオガス熱回収事業における事業計画策定のための具体的な規模や方式及び熱・電力、燃料等の利用などについての調査や検討事項等について記入する。 ※循環型社会形成推進基本法の基本原則に沿った事業であることの説明を含めること。 ※施設の新設、増設又は改造が分かるように記入する。</p> <p>【事業目的】 ※既存の状況を踏まえてなるべく具体的に、必要性を含めて、可能な限り数値等を用いて示すこと。</p> <p>【事業計画・スケジュール】 ※事業計画が策定されるまでの計画を記入してください。</p>			

<p><事業の確実性及び合理性></p> <p>※事業実施の計画が確実かつ合理的であることについて記入する。 製造した燃料においては具体的な利用先、利用方法、及び使用量について記入する。 電気若しくは熱においては合理的な利用先の検討（地域への供給の場合はその効果等を含む）について記入する。</p>
<p><事業の安全性></p> <p>※廃棄物の処理施設の安全かつ安定的な稼働が確保されることについて記入する。</p>
<p><事業の波及効果・先進性></p> <p>※当該事業の波及効果及び先進性について、記入する。</p> <p><波及性> 経済性、維持管理など従来機器に比べ優れているなど他の事業者の取組の参考となることや他の事業者や関係者との連携につながるなどについて記入する。</p> <p><先進性> 従来の技術・取組と比べてCO₂の削減効果が高い、または機能向上が図られている、あるいは廃棄物・リサイクルに係る課題の解決に寄与することなどについて記入する。</p>
<p><事業の効果・事業の意義></p> <p>【CO₂の削減効果】</p> <p>(1) CO₂削減量 (t-CO₂/年) CO₂削減効果算出根拠に基づき算出する。</p> <p>CO₂削減効果の算定根拠</p> <p>(注1) 二酸化炭素排出抑制効果の記載に当たっては、以下の点に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 算定根拠（引用した数字の出展、計算式を含む）を明記すること。 ② 二酸化炭素排出抑制効果については、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>（平成29年2月環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「補助事業者向けハード対策事業計算ファイル」）により算定した年間のCO₂削減量を記載すること。（同ファイルを添付すること。） ガイドブック等は下記よりダウンロード可能。 http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html ③ ガイドブックによるCO₂削減量の算定に当たっては、以下に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「事業による直接導入量」に基づくCO₂削減量を算定すること（「事業による波及導入量」に基づくCO₂削減量の算定は不要。）。 ・エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記載することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記載すること。 ・廃棄物高効率熱回収はガイドブック中の「B.再生可能エネルギー発電用」を用い、廃棄物燃料製造は「G.省エネ設備用」を用いて計算する。また、省エネ設備用ファイルを使用する場合は削減されるエネルギー種別とその量の根拠を設定根拠に記入してください。 ④ 各エネルギーの排出係数等を確認し、適切な係数を記入すること。 ⑤ 施設の省エネルギー化に資する照明・空調設備を補助対象として計上する場合は、通常の設備に対するCO₂削減量も算出すること。 <p>(2) CO₂削減コスト CO₂削減コスト (円/t-CO₂) CO₂削減量1トンを削減するために必要なコスト (円/t-CO₂) を算出する。</p> <p>(注2) CO₂削減コストは以下の式に基づき算出すること。 CO₂削減コスト (円/t-CO₂) = $\frac{\text{補助対象経費の総支出予定額 (円)}}{\text{(エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量 (t-CO}_2\text{/年)} \times \text{当該事業で導入する施設の耐用年数 (年: 7年)}}$</p>

<p><事業の実施体制></p> <p>※補助事業の実施体制について、発注先に加え、補助事業者内の履行の管理や経理等の体制を含め記入する。 (別紙添付でも可)。 2者以上の事業者による共同申請の場合は、代表事業者と共同事業者の役割分担を明確にする。</p>
<p><今後の計画></p> <p>※本事業で計画する施設の稼働予定までのスケジュールを記入する。</p>
<p><関連する事業についての他の助成制度の申請について></p> <p>※他の助成制度でこれまで過去3年間で実施した類似の事業の有無と、助成制度名、課題名、概ねの予算規模、本事業との関係について簡潔に記入する。</p>
<p><資金計画></p> <p>※施設の建設に要する経費を支払うための資金の調達計画及び調達方法を記入する。</p>
<p><事業実施に関連する事項></p> <p>【他の補助金との関係】 ※他の国の補助金等への応募状況等を記入する。</p>
<p><添付資料></p>

注1 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

【様式3】

① 事業計画策定支援事業に要する経費内訳

(廃棄高効率熱回収/廃棄物燃料製造/廃棄物バイオガス熱回収 (※いずれかに○) 事業に係る事業計画の策定を行う事業)

所要経費	(1)総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3)差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5)基準額	(6)選定額 (4)と(5)を比較して 少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較して 少ない方の額	(8)補助金所要額 (7) × 2/3 (千円未 満切り捨て)
	— 円	円	円	円
補助対象経費支出予定額内訳				
経費区分・費目		金額	積算内訳	
合計		円		

注1 本内訳に、詳細な積算の内訳を記載した見積書又は計算書等を添付する。

注2 消費税は原則として含めません。

注3 「経費区分・費目」の欄には別表第2(19P)補助対象経費の内容の「1費目」及び「2細目」を記載する。